

1 審査付託事件

議案第24号 令和6年度士幌町一般会計予算

議案第25号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

議案第26号 令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

議案第30号 令和6年度士幌町簡易水道事業会計予算

議案第31号 令和6年度士幌町下水道事業会計予算

2 出席委員（12名）

中村 貢	森本 真隆	山中 明裕	矢坂 賢哉	牧野 圭司
大西 米明	西山 伸宏	伊藤 健蔵	成田 哲也	曾我 弘美
秋間 紘一	河口 和吉			

3 欠席委員（0名）

4 説明のため出席した者

町長	高木 康弘	教育長 土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光	

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
病院事務長	増田 達也	特老施設長	齋藤 英雄
幼児教育課長	角田 淳二	消防課長	仙石 譲
ほか、関係職員			

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長

藤内 和三

係長

長岡 直美

9 会議録

会議の経過

(午後 1時12分)

説明	中 村 委 員 長	昨日に引き続き予算審査特別委員会を再開します。 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。 説明をお願いします。町民課長。
	吉 川 町民課長	町民課長、吉川からご説明いたしますので、132ページをお開き願います。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,236万7,000円と定めるものでございます。 歳出からご説明いたしますので、予算書の143ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、前年度対比39万円減の2,022万7,000円を計上したところで、特定財源につきましては特別調整交付金ほか、記載のとおり見込むものでございます。減額の主な要因は、人事異動に伴う2節給料から4節共済費までの人件費の減額と12節委託料、国保システム保守委託料の負担方式変更により72万8,000円の減額となったことによるもののほか、前年度実績に応じておおむね同額を計上しております。 次に、2目連合会負担金は、前年度同額の101万4,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計からの事務費繰入金を見込むものでございます。 次に、3目中央会負担金は、オンライン資格確認運営負担金を前年度対比1万9,000円増の7万1,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計からの事務費繰入金を見込むものでございます。 次に、144ページに移りまして、2項1目賦課徴収費は、前年度対比19万3,000円減の83万円を計上し、特定財源につきましては事務費繰入金のほか、記載のとおり見込むものでございます。減額の主な要因は、13節使用料及び賃借料で金融機関の口座振替システム使用料1万9,000円を新たに計上し、18節、市町村税滞納整理機構負担金が引継ぎ実績により22万円減額したことによるものでございます。 次に、3項1目運営協議会費は、前年度同額の31万9,000円を計上し、特定財源につきましては事務費繰入金を同額見込むものでございます。 次に、145ページに移りまして、2款1項1目療養諸費から6目傷病手当金までは、前年度同額を記載のとおり計上し、特定財源につきましてはルールに基づき、保険給付費等交付金等を記載のとおり見込む

ものでございます。

146ページに移りまして、3款1項1目国民健康保険事業費納付金は、財政運営主体の北海道から示された額となりますが、令和6年度から納付金の算定方法が見直されたことにより、前年度対比2,481万5,000円増の4億1,590万4,000円を計上、特定財源につきましては保険者努力支援分など、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込むものでございます。

次に、4款1項1目その他共同事業拠出金は、科目存置となります。

次に、5款1項1目特定健康診査等事業費は、前年度対比101万5,000円減の1,582万9,000円を計上、特定財源は道特別調整交付金827万1,000円を見込むものでございます。減額となった主な要因は、147ページの12節委託料で計画策定終了に伴い保健事業委託料が125万円減額したもので、その他の節につきましては前年度実績に応じておおむね同額を計上してございます。

次に、2項1目保健事業費は、前年度同額の157万4,000円を計上しています。

148ページに移りまして、6款1項1目基金積立金は、準備基金積立金を前年度同額の1万4,000円を計上、特定財源として基金利子を同額見込んだところでございます。

次に、7款1項1目保険税還付金、2目償還金並びに2項1目直営診療施設勘定繰出金は、前年度同額を計上し、特定財源につきましてはそれぞれ記載のとおり見込んでございます。

次に、8款1項1目予備費は、前年度同額の10万円としたところでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、139ページをお開き願います。1款1項1目国民健康保険税は、令和5年の農業生産状況を踏まえ、前年度対比2,100万4,000円増の3億3,019万9,000円を計上したところでございます。

次に、140ページに移りまして、6款1項1目一般会計繰入金は、前年度対比234万1,000円減の6,352万円をそれぞれルールに基づき、記載のとおり見込むものでございます。

次に、141ページに移りまして、2項1目準備基金繰入金は、国保税の不足分を補う目的で計上しておりますが、前年度対比608万1,000円減の2,536万5,000円を計上してございます。

ほかの歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略させていただきます。

なお、給与費明細書につきましては149ページから156ページにかけて掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

質 疑 中 村

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行

	委員長	<p>います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中村委員長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中村委員長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することでご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中村委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。</p> <p>令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。町民課長。</p>
説明	吉川町民課長	<p>町民課長、吉川からご説明いたしますので、157ページをお開き願います。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,759万5,000円と定めるものでございます。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、164ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、前年度対比9万6,000円減の509万8,000円を計上、特定財源につきましては事務費繰入金ほか、記載のとおり見込むものでございます。減額の主な要因は人事異動に伴う2節から4節の人件費の減額によるもので、そのほかは前年度実績に応じておおむね同額を計上してございます。</p> <p>次に、2項1目徴収費につきましては、前年度対比2万9,000円増の20万7,000円を計上し、特定財源につきましては事務費繰入金を同額見込むものでございます。増額の主な要因は、13節使用料及び賃借料で金融機関の口座振替システム使用料1万9,000円を新たに計上したことによるものでございます。</p> <p>165ページに移りまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度対比1,279万4,000円増の1億2,024万円を計上、特定財源につきましては事務費繰入金ほか、記載のとおり見込むものでございます。増額の主な要因は、被保険者が増加したことによる広域連合の保険料等負担金が増額したものでございます。</p> <p>次に、3款1項1目保険料還付金及び2目還付加算金、4款1項1目予備費は、前年度と同額を計上いたしました。</p> <p>次に、歳入についてご説明いたしますので、162ページをお開き願います。1款1項1目特別徴収保険料は、前年度対比773万円増の5,425万円を計上、2目普通徴収保険料は、前年度対比444万円増の3,771万</p>

		<p>円を計上し、保険料合計で1,217万円増の9,196万円を見込んだところでございます。</p> <p>2款1項1目督促手数料は、科目存置でございます。</p> <p>3款1項1目一般会計繰入金は、前年度対比55万7,000円増の3,562万8,000円を見込んでおります。3節後期高齢者医療事業繰入金204万5,000円は、主に収支を補う財源調整のためのものがございます。</p> <p>163ページに移りまして、4款1項1目延滞金、2目過料、2項雑入、3項償還金及び還付加算金、5款1項繰越金は、科目存置でございます。</p> <p>ほかの歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。</p> <p>なお、給与費明細につきましては166ページから172ページに掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	中 村 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>令和6年度土幌町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。保健福祉課長。</p>
説 明	佐藤保健 福祉課長	<p>保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げますので、173ページをお開き願います。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,981万6,000円と定めるものがございます。</p> <p>初めに、歳出からご説明いたしますので、184ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、前年度対比776万円増の2,842万円を計上、増額となった主な要因は2節給料から4節共済費までの人件費の予算計上が1名増えたことにより785万9,000円増額となったことによるもので、その他の節につきましては前年度の実績に応じておおむね同様の額を計上しております。特定財源につきましては、職員給与費等繰入金2,824万円ほか、記載のとおり見込んでいるところでございます。</p>

2項1目賦課徴収費は、前年度対比10万8,000円減の2万8,000円を計上、減額となった主な要因は10節需用費で通知用封筒の作成費を計上しなかったことから12万6,000円減額となったことによるもので、特定財源につきましては事務費繰入金2万7,000円など、記載のとおり見込んだところでございます。

185ページに移りまして、3項1目趣旨普及費は、前年度対比3万円増の9万円を計上、増額となった要因としましては10節需用費、消耗品費で介護保険制度のしおりなどを購入することによるもので、特定財源として事務費繰入金を同額見込んだところでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費は、ヘルパー、デイサービスなど在宅を支えるサービス事業に対する給付費で、18節負担金補助及び交付金に給付の見込みから前年度同額の1億3,000万円を計上、特定財源につきましては現年度の国の介護給付費負担金2,600万円ほか、それぞれ制度のルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

なお、介護保険に係る財源構成につきましては、予算説明資料の18ページをご参照いただければと思います。

2目特例居宅介護サービス給付費は、科目存置です。

3目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能施設及びグループホームの利用に対するサービス給付費で、18節負担金補助及び交付金に前年度同額の7,550万円を計上、特定財源につきましては現年度分、国の介護給付費負担金1,510万円ほか、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費は、科目存置でございます。

186ページに移りまして、5目施設介護サービス給付費は、施設利用給付の見込みにより18節負担金補助及び交付金に前年度同額の3億8,000万円を計上、特定財源につきましては現年度分、国の介護給付費負担金5,700万円ほか、記載のとおり見込んだところでございます。

6目特例施設介護サービス給付費は、科目存置でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費、8目居宅介護住宅改修費、187ページに移りまして、9目居宅介護サービス計画給付費は、給付の見込みから18節負担金補助及び交付金に前年度同額の給付費をそれぞれ計上、特定財源につきましてもそれぞれルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費は、科目存置でございます。

2款2項1目介護予防サービス給付費は、給付の見込みから18節負担金補助及び交付金に前年度同額の1,000万円を計上、特定財源につきましてはルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

2目特例介護予防サービス給付費は、科目存置でございます。

188ページに移りまして、3目地域密着型介護予防サービス給付費

は、18節負担金補助及び交付金に前年度同額の200万円を計上、特定財源につきましてはルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は、科目存置でございます。

5目介護予防福祉用具購入費、189ページに移りまして、6目介護予防住宅改修費、7目介護予防サービス計画給付費は、給付の見込みから18節負担金補助及び交付金にそれぞれ前年度と同額を計上、特定財源におきましてもルールに基づき、それぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

8目特例介護予防サービス計画給付費は、科目存置でございます。

3項1目審査支払手数料、4項1目高額介護サービス費、2目高額介護予防サービス費は、給付の見込みから18節負担金補助及び交付金に前年度と同額をそれぞれ計上、特定財源につきましてはルールに基づき、それぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

191ページに移りまして、5項1目高額医療合算介護サービス費、2目高額医療合算介護予防サービス費は、18節負担金補助及び交付金に前年度と同額をそれぞれ計上、特定財源につきましてはルールに基づき、それぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

192ページに移りまして、6項1目特定入所者介護サービス費は、18節負担金補助及び交付金に前年度と同額の4,700万円を計上、特定財源につきましてはルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

2目特例特定入所者介護サービス費は、科目存置でございます。

3目特定入所者介護予防サービス費は、前年度と同額の20万円を計上、特定財源につきましてはルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

4目特例特定入所者介護予防サービス費は、科目存置でございます。

193ページに移りまして、3款1項1目介護予防・生活支援サービス費は、前年度と同額の855万1,000円を計上、特定財源につきましてはルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、前年度対比10万5,000円減の11万2,000円を計上、主な減額要因は町外へケアマネジメントの作成を委託する数の減少によるためでございます。特定財源につきましては、ルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

3款2項1目一般介護予防事業費は、前年度対比93万6,000円増の923万4,000円を計上、増額となった主な要因は町内のデイサービスの場においてリハビリ的な運動を負荷するアクティブライフフィットネス事業に443万円など、12節委託料で前年度対比93万6,000円増の853万5,000円を計上したためでございます。特定財源につきましては、国

の地域支援事業交付金184万5,000円など、記載のとおり見込んだところでございます。

194ページに移りまして、3項1目審査支払手数料は、前年度と同額の2万5,000円を計上、特定財源につきましては記載のとおり見込んだところでございます。

4項1目総合相談事業費は、前年度対比217万6,000円減の1,593万9,000円を計上、減額となった主な要因は1節報酬から4節共済費までの人件費に伴い218万6,000円減額になったことによるもので、ほかの節につきましてはおおむね前年度同様の額を計上しております。特定財源につきましては、国、道の地域支援事業交付金など、記載のとおり見込んだところでございます。

2目権利擁護事業費、3目任意事業費、196ページに移りまして、4目生活支援体制整備事業費、5目認知症総合支援事業費、6目地域ケア会議推進事業費は、給付の見込みから前年度と同額をそれぞれ計上、特定財源につきましてはそれぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

197ページに入りまして、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度対比2,000円増の6,000円を計上、特定財源といたしましては介護給付費準備基金利子を同額見込んだところでございます。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金と2目償還金、3目第1号被保険者還付加算金、6款1項1目予備費につきましては、給付の見込みから前年度と同額をそれぞれ計上、特定財源につきましてはそれぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

歳入についてご説明申し上げますので、180ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料は、前年度対比477万5,000円減の1億4,188万3,000円を見込みました。減額となった主な要因は、第9期介護保険事業計画において65歳以上の1号被保険者の標準月額保険料が6,100円から5,800円に減額されたことによるものです。

183ページに移りまして、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、前年度対比1,183万円増の1,370万1,000円を見込みました。これは、主に財源調整のためのものでございます。

8款1項1目繰越金は、前年度同額の200万3,000円を見込みました。こちらも同じく財源調整のためのものでございます。

ほかの歳入につきましては、特定財源でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

給与費の明細につきましては198ページから205ページにかけて掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

質 疑

中 村  
委 員 長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

		(な し)
	中 村 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。
		(な し)
	中 村 委 員 長	討論なしと認め、これから採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	中 村 委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。
説 明	齋藤特養 施 設 長	説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。 特別養護老人ホーム施設長、齋藤から令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計についてご説明申し上げます。 206ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,052万5,000円と定めるものであります。 本年度の予算は、前年度当初と比較しまして2,860万4,000円の増額となりました。主な増額の要因は、施設冷房改修工事や業務委託等の経費の増加、人件費の増加などによるものです。 最初に、歳出からご説明いたしますので、212ページをお開き願います。1節報酬から4節共済費までは人件費で、その合計額は対前年度比2,075万8,000円増の2億2,506万6,000円となりました。213ページをお開き願います。10節需用費は、紙おむつなどの値上がりによりまして消耗品で前年比120万円増額の1,500万円、電気料は電気契約の見直しなどによりまして前年比363万1,000円の減額となっています。需用費、下から2段目の賄い材料費は、食材費の高騰などから60万円の増額となっております。需用費全体では対前年度比273万7,000円減の9,366万5,000円を計上しております。214ページに移りまして、12節委託料では、一番上の施設清掃業務などを行います施設管理委託料は人件費の増額などによりまして前年度比272万6,000円増の3,042万1,000円を計上しております。上から10段目の電算システム保守委託料につきましては、栄養管理システムの更新に伴い130万1,000円の増額、168万8,000円計上しております。13節使用料及び賃借料では、下から4段目のベッド・マット賃借料につきましてベッド70台が当初借り上げ期間の5年を経過いたしまして賃借料の見直しとなりまして、前年度比377万2,000円の減額となっております。一番下の入浴装置賃借料は、施設移転時から使用しております機械浴の浴槽を在位タイプの機械浴槽に更新するために賃借するものでございます。14節工事請負費は、施設2階のひまわり棟のエアコンを一部更新する設備改修工事のた

め、941万6,000円を計上しました。17節備品購入費は、施設移転時より使用していました厨房の食器洗浄機の更新など、前年度比230万円増の440万円を計上いたしました。その他の節につきましては、前年度の実績などを考慮し、おおむね例年どおりの額を計上しております。212ページに戻ってください。特定財源といたしまして、入居者預金管理事務手数料のほか、記載のとおり見込むものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、210ページをお開き願います。ここでは一般財源のみご説明申し上げます。1款1項1目介護給付費収入及び1款2項1目自己負担金収入は、長期入所及び短期入所の施設利用料収入で、合わせて4億2,741万2,000円を計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金、こちらの上段の一般会計繰入金は、収支の均衡を図るため、対前年度比2,097万1,000円増の1億4,539万円を計上しました。

211ページをお開き願います。4款1項1目繰越金及び5款1項1目雑入は、実績に応じ、前年度とほぼ同額をそれぞれ計上したところでございます。

216ページには特別養護老人ホーム入退所検討委員会の報酬を、217ページから223ページには職員45名及び会計年度任用職員28名の給与明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

質 疑

中 村  
委 員 長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

( な し )

中 村  
委 員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

( な し )

中 村  
委 員 長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

( 異 議 な し )

中 村  
委 員 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員の交代のため暫時休憩とします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

中 村  
委 員 長

休憩を解き委員会を再開します。

令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算を議題といたしま

説明

増田病院  
事務長

す。

説明、国保病院事務長。

国保病院事務長、増田より令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算をご説明申し上げます。

224ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量を定めるもので、年間患者数は入院で1万3,870人、1日平均38人、外来では2万人、1日平均82.3人を見込んだところです。主要な建設改良事業といたしまして、有形固定資産購入費3,176万7,000円、病院改良事業費は251万7,000円を見込んだところです。

第3条から次のページ、第4条までは、後段の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

続きまして、225ページをお開きください。下段の第5条では企業債の借入限度額を2,830万円に、次の226ページの第6条では一時借入金の限度額を2億円にそれぞれ定めるものです。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費と交際費につきまして記載のとおり定めるものでございます。

第8条では、一般会計からの補助金を3億4,000万円と定めるものです。

第9条では、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、棚卸資産として材料費の中の薬品費、診療材料費、給食材料費、医業外費用の患者外給食材料費を合わせた額8,280万円と定めるものでございます。

それでは、予算説明書により説明させていただきますので、248ページをお開き願います。収益的収支の支出からご説明いたします。病院事業費用総額では、対前年比2,356万5,000円増の9億9,002万円となるものです。

1款1項1目給与費では、対前年度比1,289万7,000円増の6億1,417万7,000円を見込むものです。主な要因としまして、給料表改定と昇給分、それから医師採用等により給料や法定福利費の増加によるものでございます。

次の249ページ、2目材料費では、対前年度比372万円増の8,362万8,000円を見込むもので、主な要因は薬品費で薬品使用量の増加を見込むものです。

3目経費では、対前年度比858万4,000円減の1億8,458万4,000円を見込むもので、主な要因としましては、次の250ページの一番上になります6、燃料費で実績を加味し、重油代で231万円の減、それから13節委託料で警備や清掃など施設維持での人件費相当分が増額になるものの、協会病院からの毎週火曜日の内科医師派遣がなくなることなどから433万4,000円の減によるものでございます。その他の節につきま

しては、おおむね前年並みとなっております。

続きまして、251ページ、4目減価償却費は、対前年度比1,792万4,000円増の8,858万1,000円を計上。

5目資産減耗費は、前年度比116万3,000円減の387万円を計上したところであります。

6目研究研修費は、前年度比60万円減の339万7,000円で、研修参加見込みによる旅費の減でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債支払利息の減によりまして対前年度比62万9,000円減の802万1,000円を計上したところでございます。

続きまして、収益的収支の収入についてご説明いたしますので、246ページをお開き願います。病院事業収益につきましては、対前年度比8,102万8,000円増の9億72万8,000円を見込んだところでございます。

1款1項1目入院収益では、1日当たり38人の入院を見込み、対前年度比3,358万円増の2億6,353万円、2目外来収益では、1日当たり82.3人の受診を見込みまして、対前年度比3,400万3,000円増の2億1,744万5,000円を計上しました。入院、外来の患者数の見込みにつきましては、経営強化プランの目標値として見込んだところでございます。

3目訪問看護収益では、年間72人の患者を見込みまして、対前年度比24万1,000円増の108万円を計上しました。

4目その他医業収益では、対前年度比1,375万5,000円増の5,411万8,000円を見込み、主な要因は公衆衛生活動収益でワクチン接種収入の増加を見込んだものです。

247ページに移りまして、2項医業外収益では、2目他会計負担金で前年同額となる3億4,000万円を計上いたしました。このうち、不採算地区病院の運営に関する負担金として2億6,195万6,000円を見込んだところであります。

続きまして、資本的収支についてご説明いたしますので、252ページをお開き願います。まず、下段の支出でございますが、1款1項建設改良費では対前年度比5,311万6,000円減の3,428万4,000円を計上。

1目有形固定資産購入費で透析装置、それから経年劣化により故障部品を調達できない内視鏡の消毒洗浄装置など、それから保守が終了するCTなどの画像データ処理システムの更新などで3,176万7,000円を計上。

2目病院改良事業費では、自動ドア更新工事に251万7,000円を計上しておりますが、LED化工事ですとかエレベーター更新工事、令和5年度で終了したことで5,688万3,000円減となっております。

2項1目企業債償還金につきましては、対前年度比965万円増の1億24万5,000円を計上するものです。

質 疑

中 村  
委 員 長  
大西委員

中 村  
委 員 長  
増田病院  
事 務 長

中 村  
委 員 長  
大西委員

次に、上段の収入でございますが、1款1項1目一般会計出資金で対前年度比918万9,000円増の8,181万4,000円を見込んでおりました、1節企業債元金償還金出資金では772万円増の8,019万7,000円、2節の医療機器購入事業出資金では146万9,000円増の161万7,000円を見込んだところです。

2項1目国保会計繰入金は、医事会計システム更新の直接診療施設の整備補助として275万円を計上。

3項企業債につきましては、工事と機器、備品の購入の財源として見込むもので、2,830万円を計上したところでございます。

予算に伴う予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、それから注記表、予定損益計算書につきましては、230ページから245ページにかけて記載をしておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。7番、大西委員。

外来も82人という計上はしていますが、実際は全然少ないのだが、なぜ町立病院の外来が少ないと思いますか。

病院事務長。

事務長の増田よりお答えをいたします。

私が思っているのは、ここ数年医師の入れ替わりが多くて、やはり患者さんが離れていっているというところが主な原因かなと捉えております。現在医師の確保に向けてもいろいろ協議を重ねておりますので、新しい体制を整えて、またそこら辺を理事者とも医師とも話をし、外来患者の増加に向けて取り組んでいきたいと思っております。

7番、大西委員。

民間病院へ行くと薬を1か月しか出さないのです。土幌は3か月も出しているのです。それは、コロナのときだけ条件で3か月出したが、3か月出すということは年間4回しか来なくて済むのです。その患者が八十何人と書いたって、同じ患者だって4回しか来なかったら、それは外来全然来ないと同じでしょう。民間の病院は、よっぽどでないで2か月薬出しませんよ。ということは、1回行くことによって報酬は入ってくるのですから、前にもその話をしたとき、町長は1か月ごとに町民の健康を守るためにはどうしても来てもらって、そこで検査をして、それこそ聴診器を当てないという医者もいますが、きちっと検査をやってもらうことによって町民の健康を守っていけるのです。3か月に1遍だったら、それは行くの面倒くさいという人はいるかもしれない。だけれども、それは病院として、民間病院行ったらそんなこと通用しませんから。何で3か月も薬出すのか。3か月病院行かな

かったら、その間に何が起きても、高齢者ばかりなのだから、行くの。どこかここが悪いのですから、それをきちっとやっていかないと、3か月も薬出さないでいいのなら、患者なんか行かなくなりますよ、行かなくてもいいのですから、3回来るところ1回でいいのですから。

その辺をきちっと新しい体制の中でやっていかないと、今みたいに医者がいなくなって替わるから、次の医者までの間に3か月出さなければしょうがないというのは、これはやむを得ぬと思うのです。だけれども、通常入ったときはやっぱりそれはきちっとして、新しい院長が来たときにもそれは話し合っただけでやっていかないと、そのまま放っておいたらまたずるずる、ずるずる3か月になりますよ、これ。そうすることによって足遠のくでしょう、病院から。この辺は、医者いないから、言ってもしょうがないが、事務長って力あるのです。それこそ今度能登の大震災で穴水町というところ、我々議会も行ったのですが、あそこは事務長ががっつりしているから、僕ら行ったとき15億円の金持っていたわけなの、事務長は。そのぐらい経済しっかりしてやっていたみたいですが、事務長に力あるのだから、がんがん医者と言いついてでもいいから、それをやってくださいよ。

中 村  
委員 長  
亀 野  
副 町 長

副町長。

すみません、大西委員のおっしゃるとおりで今体制が大変不安定な状態でございますので、これから来る医師とも相談しながら、今言われた指摘事項も踏まえて病院運営にこれからも努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

中 村  
委員 長  
秋間委員

12番、秋間委員。

関連になるかどうか、ちょっと分かりませんが、医師の動向について伺いたいと思います。というのは、当然内科医、小児科担当医が退職されるということの中で、小児科対応について私の耳にするところによれば週3回ぐらい医師が派遣されるというような話をちょっとお聞きいたしているわけです。町民の方も非常に心配をしております。退職医師が出たときに、その対応についてはやはり明らかにその時点にきたら早めに知らせてほしいと、安心をさせてほしいと、こういう声が聞こえてきておりますので、その対応についてお伺いをしたいと思います。

中 村  
委員 長  
増田病院  
事務 長

国保病院事務長。

事務長、増田より小児科の部分についてお答えをさせていただきます。

現在小児科を担っていただいている医師が退職するということで、今後どうしていくかという協議をしていたところでございます。

現在音更在住の小児科医とお話をしておりまして、同じ週3回で診療を担っていただけるというような話で進めております。時間等細かいところまだ調整し切れていないところがあるのですが、引き続き小児科の外来を実施できるように現在調整をしているというところがございます。

中 村  
委 員 長  
高木町長

町長。

そのほかの部分のことでございます。今回2名の医師が3月末で退職をするということで、先日の臨時町議会の後の全員協議会の中で、うち1名については医師を確保したというお話をさせていただいたところございまして、最低もう一名というところで、竹内医療等アドバイザーと様々協議をしてきている中で、大変申し訳ないところではありますが、現時点で詳細をまだここで話しするところまで人は決定をしていないという状況ではありますが、4月に診療体制、3名体制を組めるように今現在も努力をしているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

中 村  
委 員 長  
大西委員

7番、大西委員。

収入の大きなところというのは入院患者なのですが、38人と書いてあるが、大体半分ぐらい。もともとは療養型ってあったのですよね、20床。それをなくして50床にしたのだが、そのときは20床で療養型だから、長く長期入院する人がいたのだが、それがなくなって、それで前にも総婦長にも話したら、何か結構上手な話を返答してくれたのだが、町民の中には昔のイメージがずっとあるのですよ、3か月たったら病院から出されると。聞くとみんなそういう答えが出てくるのだ。それをどこかで払拭しないと土幌の病院選ばないよ。

だって、ほかのところって結構満床近くて、ベッド数足りないところが多いのです。そして、言ってみれば長期入院、社会的入院というのは駄目だと言いつつも、うちの特養に何人も待っているのだが、その人らなんかも80を超えている人だから、どこかここが悪いのだと思うが、そういうような人を病院に待機してもらってでも、そこから特老へ行くと家族はすごく助かるのです。それがいまだにやっぱり3か月たつと出されるから、土幌の病院は行けないという、よそへ行くとかという話が結構あるのです。みんな議員にも聞いてもらったら分かる。みんなそれ言うのだから、それをこの間うまいこと言っていたのだから、それを町民に分かってもらうような運動をしてくれないとなかなか病院、ほかのところはみんな満床なのに何でうちだけ半分なのということになってしまうから、入院患者がいることによってやっぱり収入が違うし、だから3か月過ぎた、6か月過ぎると収入は減るが、1人入っていることによって1万円ぐらいの収入はあるのですから、

空けておいたらただなのですから、一人でも入院長くても入れておくことによって1日1万円あればそれいいのだから、そういうことも考えないと。医者もそうだ、3か月薬出さなければ3か月人来ないから楽なのか、入院患者も半分だと、50床だった、50床の看護師いるのだから、それ25人だったら半分は楽なのなもの。だから、入れないのかどうか分からぬが、なるべく入院患者増やすような対策を練ってもらわないと、総師長も結構金かけて高い講習受けてきたはずですから、頑張ってくださいよ。

中 村 国保病院総看護師長。

委員 長 総看護師長をしております福田からお答えいたします。

福田 総看護師長 私たちは、医師の指示の下動いております。空床に関しましても私たちでどうにもできない問題もございます。ですが、中でも、私は地域連携室を兼務しておりますので、町民の皆様からのご相談をいただける機会を生かして、今後はレスパイト入院など、そういう方の入院もお受けし、増床を目指していきたいと考えております。今地域連携室を昨年の4月から準備いたしまして、相談件数は48件ほどいただきました。次年度も相談件数を増やししながら、町民の皆様のご要望に応えるように、また増床も目指していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

中 村 ありませんか。

委員 長 (な し)

中 村 質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

委員 長 (な し)

中 村 討論なしと認め、これから採決します。

委員 長 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村 異議なしと認めます。

委員 長 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。それでは、2時25分まで暫時休憩といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時24分 再開

中 村 休憩を解き会議を再開します。

委員 長 令和6年度士幌町簡易水道事業会計予算を議題とします。

説明を求めます。建設課長。

説明

上山  
建設課長

建設課長、上山から士幌町簡易水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書253ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水戸数3,080戸、年間給水量は166万26m<sup>3</sup>、1日の平均給水量は4,548m<sup>3</sup>を見込み、本年度主要な建設改良事業費といたしまして配水管更新工事に2,300万円、配水管移設工事に1,600万円を見込んだところでございます。

続きまして、3条から4条までは後段の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

254ページに移りまして、第4条の2では、特例的収入及び支出につきまして法適用初年度のみ定めるものでございます。こちらについては、令和5年度の特別会計の未収金で1,269万9,000円、こちらにつきましては主に3月分の料金の未収金となります。また、未払い金として1,388万5,000円、こちらにつきましては令和5年度の費用で4月、5月に支払いが予定される光熱水費や通信料を予定しているものでございます。これらにつきましては、第4条の2として別条で定めることとなっているものでございます。

続きまして、第5条では起債の借入限度額を、第6条では一時借入金の限度額をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第7条では、経費の流用ができる場合を記載のとおり定めるものでございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費の金額を記載のとおり定めてございます。

第9条では、一般会計から簡易水道事業会計へ補助を受ける金額を記載のとおり定めるものでございます。

それでは、予算説明書により説明させていただきますので、267ページをお開きください。最初に、本年度予算説明において前年度金額欄が会計方式の変更によりゼロ円の計上となつてございますので、ご了承願います。

まず最初に、収益的収支の支出から説明いたしますので、268ページを引き続き御覧ください。簡易水道事業費用は、総額で3億6,001万円となるものでございます。

営業費用では、合計3億3,862万9,000円で、こちらでは維持管理業務に関わる費用や職員の給与、そして企業会計移行に伴い、新たな予算である減価償却費を計上してございます。内訳としては、原水及び浄水費では原水の消毒設備など浄水施設での費用の大部分及び水質検査の費用として7,246万7,000円を計上しております。委託料では、配水池清掃委託料として41万3,000円、手数料では水質確認のための検査手数料で350万6,000円、修繕費では各施設の老朽化した計測機器及び観測通信機器装置及び漏水等の修理として4,000万円計上してござい

ます。動力費では、各施設の電気料及び非常用発電機燃料として合計2,778万9,000円、薬品費では水道水を消毒処理するための薬剤購入費として75万9,000円計上しております。

次に、配水及び給水費では、配水池、配水管、その他給水に関わる設備の維持及び作業に要する費用として、まず委託料として減圧施設の点検調査、漏水調査及びその他の委託料を合わせまして294万6,000円を計上しております。

続きまして、総係費では、事業活動全般に関連する通常業務の大部分の費用として6,245万4,000円計上し、給料から法定福利費まで、会計年度職員1名、一般職員2名分の人件費、合計2,166万1,000円、旅費では技術者研修及び経営研修会参加のために16万1,000円、備用品では施設管理用の消耗品及び料金システムの監視システムの消耗品で必要なものの購入費として33万円、続きまして269ページへ移りまして、印刷製本費では料金賦課業務に必要な検針ロール紙や納付書などの作成で65万3,000円、通信運搬費では各水道施設の相互のデータ通信による状態監視や異常警報の発報をするための電話料及び専用回線使用料として220万1,000円、委託料では施設の機器類、保安施設、料金システムの保守点検委託料及び総務省より令和7年度までに改定、作成することとされている経営戦略の作成委託料業務891万円を含め、合計1,996万5,000円を計上してございます。手数料では、水道料金口座振込手数料及び公用車1台の車検点検等で35万5,000円、賃借料では料金システムの賃借料など、合わせて315万円、補償金では18万7,000円、負担金においては公営企業会計システム利用に伴う協議会負担金ほか、水道事業関連協会の負担金、合わせて63万2,000円、研修費は諸会議負担金として8万円、保険料は水道施設16か所の火災保険料及び207ページに移りまして、公用車両1台の自動車保険料、合わせて49万1,000円、続きまして工事請負費では水道メーター取替え工事のほか、合わせまして1,229万1,000円、法定福利費繰入額は29万7,000円計上するものでございます。

次に、企業会計化に伴い新たに加わった費用、こちらは現金支出を伴わない減価償却費として本年度2億76万2,000円を計上してございます。

次に、営業外費用でございますが、主たる営業活動以外の原因によって経常的に発生する費用であり、本年度計上額は1,380万円でございます。内訳としては、支払利息及び企業債取扱諸費で起債の利子償還費で780万円、消費税及び地方消費税で令和6年度取引に関わる消費税支払いに600万円を計上するものでございます。

次に、特別損失であります。こちらは企業会計移行に伴い発生する費用計上となります。令和6年6月支給予定の給与のうち、対象期間となる令和5年12月から令和6年3月分は本来であれば令和5年度

の特別会計で発生していることとしまして、その分が企業会計では損失しているものとみなして178万1,000円、また令和5年度の特別会計にて発生した消費税のうち、令和6年度に入ってから納付する予定額につきましても企業会計では損失するものとみなして570万円を計上し、合わせて748万1,000円を計上するものでございます。

次に、予備費としては10万円。

以上、簡易水道事業の収益的支出合計で3億6,001万円予定するものでございます。

続きまして、収益的収支の収入についてご説明いたしますので、267ページをお開きください。簡易水道事業収益については3億4,485万円を見込んでございます。営業収益としては1億9,184万9,000円計上で、給水収益として水道使用料金収入1億9,000万円、その他の営業収益では各種手数料、負担金、雑収益を合わせまして184万9,000円を見込むものでございます。

次に、営業外収益では1億5,300万1,000円計上で、他会計補助金として一般会計からの水道施設管理費受入れほか、起債償還に関わる元金及び利子分を補助金として合計1,447万1,000円、次の長期前受金戻入れ額は、こちらも企業会計に移行に伴い、新たな予算科目でございまして、1億3,852万9,000円を計上してございます。

次に、雑収益として1,000円。

以上、収益的収入合計3億4,485万円とするものでございます。

次に、資本的収支について説明いたしますので、271ページをお開きください。表の下段の支出で、本年度資本的支出合計で1億1,693万2,000円を計上してございます。内訳としまして、建設改良費では委託料として施設の設計及び調査で1,035万2,000円、工事請負費としては道営及び町営事業に伴う移設工事費1,600万円と水道管の更新等の布設工事費に2,300万円、合わせて3,900万円を計上し、次の企業債元金償還金では簡易水道事業起債償還に5,407万8,000円、公営企業適用債の償還に402万8,000円、合わせて5,810万6,000円計上したものでございます。

次に、固定資産購入費では、土地では事業用地購入費及び機械器具購入費では水道メーター購入費、合わせまして947万4,000円を計上してございます。

続きまして、こちらの支出に関わる収入が表の上段でございます。本年度資本的収入合計額は6,985万9,000円で、内訳としまして他会計補助金としては事業債償還元金分として2,703万8,000円を、一般会計より補助金として繰り入れ、その他会計出資金では2,882万1,000円、一般会計より出資金として繰り入れ、負担金では水道管移設工事に伴う工事負担金として1,400万円を予算計上するものでございます。

予算に伴います予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定

		<p>貸借対照表、注記事項につきましては、258ページから266ページにかけて記載をしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	中 村 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>令和6年度土幌町下水道事業会計予算を議題とします。</p> <p>説明を求めます。建設課長。</p>
説 明	上 山 建 設 課 長	<p>建設課長、上山から土幌町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>272ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量を定めるもので、接続人口は土幌市街部の公共下水道事業区域及び中土幌市街部の農業集落排水事業区域合わせまして3,680人を見込むもので、年間処理料としましては両事業を合わせまして36万7,200m<sup>3</sup>、1日平均処理量では、こちらも両事業を合わせまして1,006m<sup>3</sup>を予定するものでございます。</p> <p>第3条から第4条までは、後段の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。</p> <p>それでは、273ページに移りまして、第4条の2では特例的収入及び支出につきましては、法適用年度初年度のみ定めるものでございます。こちらは、令和5年度特別会計分の未収金で445万5,000円、こちらにつきましては主に3月分の料金の未収金となります。また、未払い金で355万2,000円、こちらにつきましては令和5年度の費用として発生しておりますものを4月から5月に支払いのある光熱水費や通信料を予定しております。こちらについては、第4条の2として別条として定めることとなっているものでございます。</p> <p>第5条では、一時借入金の限度額を記載のとおり定めるものでございます。</p> <p>第6条では、経費の流用ができる場合を記載のとおり定めるものです。</p> <p>第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費</p>

である職員給与費の金額を記載のとおり定めるものでございます。

第8条では、一般会計からの下水道事業会計へ補助を受ける金額を記載のとおり定めるものでございます。

それでは、予算説明書により説明させていただきますので、287ページをお開き願います。最初に、本年度予算説明において前年度金額欄が会計方式変更によりゼロ円計上となつてございますので、ご了承願います。

それでは、288ページを開いていただきまして、収益的収支の支出の説明をさせていただきます。下水道事業費用の総額では2億5,278万7,000円となるものでございます。

営業費用の合計は2億4,306万2,000円で、こちらは維持管理業務に関わる費用や職員の給与、そして企業会計移行に伴い、新たな予算である減価償却費を計上してございます。内訳としまして、管渠費では下水道管渠等の維持管理の作業に要する費用として1,993万9,000円を計上し、委託料では汚水管内のカメラ調査及び止水375万円ほか、芝刈り委託料に18万9,000円、社会資本整備事業により実施しております管路ストックマネジメント調査に1,600万円を計上してございます。

次に、処理場費では、土幌終末処理場の維持管理の作業に要する費用として4,405万1,000円を計上し、光熱水費では処理場の電気料及び水道使用料で合計1,055万5,000円、通信運搬費では処理場より発生する脱水汚泥の運搬費及び監視データ及び警報発報のための電話回線使用料など、合わせまして208万8,000円、委託料では終末処理場の維持、運転管理に伴う委託料で終末処理場維持管理委託業務ほか、保安設備、放流水分析、脱水汚泥処理、悪臭分析委託料等、全体で3,083万2,000円を計上し、賃借料では放流管使用料及び放送受信料で27万7,000円、保険料では処理場の火災保険料として29万9,000円計上してございます。

次の浄化槽費でございますが、こちらは中土幌地区の農業集落排水施設全般の維持管理費用として1,161万5,000円を計上するものでございます。備用品費では12万8,000円、光熱水費は施設の電気料及び289ページに移りまして水道料、合わせまして258万円、通信運搬費では中土幌処理施設で発生する余剰汚泥の運搬費及び監視データ、警報発報のための電話回線使用料など、合わせまして121万7,000円、委託料では中土幌処理施設の維持管理に伴う委託費で処理施設維持管理委託料ほか、非常用発電機及び消防設備などの保安設備、機器計装点検、放流水質分析など、合計で287万1,000円を計上、手数料では使用料の口座振替及び浄化槽の法的点検手数料、合計で8万6,000円、修繕費では中土幌処理場機器修繕及び管路施設の修繕として470万円計上、負担金では農業集落排水協会に2万円、保険料では中土幌処理場の火災保険に1万3,000円計上するものであります。

次に、業務費であります。こちらは土幌市街区域の土幌終末処理場の機器等の修繕及び管路施設の修繕費として500万円計上してございます。

次に、総係費では、事業活動全般に関する費用として1,059万5,000円を計上してございます。給料から法定福利費まで、一般職員1名分の人件費、合わせまして452万2,000円、旅費では補助事業及び技術研修、経営研修、講習への参加のため32万9,000円、290ページに移りまして、備用品費では料金システム、プリンターなどの消耗品及び処理場の消火器1台購入、合わせまして10万8,000円、印刷製本費では料金賦課業務に必要な納付書や検針ロール用紙など、合わせて20万6,000円、委託料では職員1名の健康診断及び水道事業同様に総務省より令和7年度まで改定、作成することとなっております経営戦略の策定業務委託費など、合わせまして486万8,000円、手数料では下水料金口座引き落とし手数料で26万2,000円、補償金では工事に伴う補償として10万円、負担金では関連協会への負担金及び諸会議負担金、合わせまして11万円、貸倒引当金繰入額は3万円を見込んでございます。法定福利費繰入額は60万円を計上するものでございます。

次に、企業会計化に伴い新たに加わった費目で現金支出を伴わない減価償却費として、本年度は1億5,186万2,000円を計上してございます。

次に、営業外費用でございますが、こちらは主たる営業活動以外の原因によって経常的に発生する費用を本年度計上額596万円を計上してございます。内訳としては、支払利息、企業債取扱諸費で起債の利子償還費に2,960万円、消費税及び地方消費税で令和6年度の取引に関わる消費税支払いに300万円計上するものでございます。

次に、特別損失であります。こちらは企業会計移行に伴う発生主義による費用計上となることから、令和6年6月支給予定の賞与のうち、対象期間となる令和5年12月から令和6年3月分までは令和5年度の特別会計として発生していることにより、その分が企業会計では損失しているものとみなして、その金額36万5,000円、また令和5年度の特別会計にて発生した消費税のうち、令和6年度に入ってから納付する予定額につきましても企業会計では損失するものとみなして330万円で、合わせて合計366万5,000円計上するものでございます。

次に、予備費として10万円。

以上、収益支出合計で2億5,278万7,000円を予定するものでございます。

続きまして、それに伴う収益的支出の収入についてご説明いたしますので、287ページをお開きください。下水道事業収益につきましては2億3,036万9,000円を見込んでございます。

営業収益では6,072万2,000円計上で、下水道使用料においては土幌

の下水使用料、中土幌集落排水の使用料、合わせまして5,537万8,000円。

その他営業収益では、雑収益として1,000円見込んでございます。

他会計負担金では、雨水処理費一般会計負担金として534万3,000円、次に営業外収益は1億6,964万7,000円を計上してございまして、他会計補助金として一般会計からの補助金として総額7,832万3,000円を繰り入れ、次の長期前受金戻入れ額では企業会計移行に伴い新たな予算科目で8,332万3,000円を計上してございます。

次に、雑収益としては1,000円を予定し、次に国庫補助金では土幌市街部の管路ストックマネジメント調査実施に伴う社会資本整備総合交付金800万円を計上するものでございます。

以上、収益収入合計2億3,036万9,000円とするものでございます。

次に、資本的収支について説明いたしますので、291ページをお開きください。表下段の支出のところ、本年度資本的支出合計で5,162万1,000円を計上してございます。

内訳としまして、建設改良費では工事請負費として公共ます更新工事に67万5,000円、集落排水工事では町道改良工事に伴う管路工事及び公共ます新設工事費として350万円、その他公共ます新設など200万円で、合計617万5,000円を計上し、続きまして企業債元金償還金では下水道事業債償還に4,319万6,000円、公営企業適用債の償還に225万円、合わせて4,544万6,000円計上するものでございます。

続きまして、これら支出に関わる収入が上段の表になります。本年度資本的収入合計額は5,500万円で、内訳といたしまして他会計出資金として一般会計より300万円の出資を受け、負担金では下水道施設移設工事負担金として250万円を計上するものでございます。

予算に伴います予算キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記事項、こちらにつきましては277ページから286ページにかけて記載をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

質 疑

中 村  
委 員 長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

( な し )

中 村  
委 員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

( な し )

中 村  
委 員 長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

中 村

異議なしと認めます。

委員長 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
ここで管理職全員が着席するため暫時休憩とします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時52分 再開

中 村 休憩を解き委員会を再開します。  
委員長 本会議から付託された議案第24号から議案第31号までの各会計予算  
審査を終了しました。審査の結果は、付託を受けた8会計とも可決す  
べきものと決定しました。

審査に当たっては、委員各位、町理事者並びに職員の協力に感謝を  
申し上げます。

予算審査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時53分)